## 海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)(抄)(第四条関係)・	広域臨海環境整備センター法施行令(昭和五十六年政令第三百三十号)(抄)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)(抄)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)(抄)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第五号)(抄)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	•	•	•	•
•	•	•	•	•
5		•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•
•	•	•	•	•
5	4	3	2	1

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

海上交通安全法施行令(昭和四十八年政令第五号)(抄)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案		現行
第三条(略)	第三条(略)	
適用海域とする。 第四条 法第二条第四項の政令で定める海域は、東京湾に所在する法(指定海域)	(新 設)	
第五条~第七条(略)	第四条~第六条	(略)
む。)二百メートル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。方の境界線から航路の外側(来島海峡航路にあつては、馬島側を含第八条 法第三十六条第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側(航路の周辺の海域)	。)二百メートル以内の境界線から航路の外界線から航路の外間のの海域)(航路の周辺の海域)(航路の周辺の海域)	トル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。航路の外側 ( 来島海峡航路にあつては、馬島側を含む十条第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側方の海域 )
別表第三(第八条関係)	別表第三(第七条	条関係)
航路の名称 航路の周辺の海域	航路の名称	航路の周辺の海域
(略) (略)	(略)	(略)

$\overline{}$
傍線
の部
分はな
改正紹
部分

改正案	現	行
る。 第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとす(指定港)	9 (新設)	
別表第二(略)	別表第二 (略)	
別表第三(第三条関係)	(新設)	
都 道 府 県 指 定 港		
千葉県館山、木更津、千葉		
神 奈 川 県 京 都 京浜		
神奈川県横須賀		

$\overline{}$
傍線
の
部
分
は
改
正
部
分
$\smile$

2 (略)	十一~三十 (略)	七項並びに第三十七条第四項及び第五項	十 海上交通安全法 (昭和四十七年法律第百十五号) 第三十六条第	九 (略)	定を準用する。	市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規	したものにあつては当該市 (第十九号にあつては、建築主事を置く	第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立	(他の法令の準用)	改正案
2 (略)	十1~三十 (略)	項並びに第三十一条第四項及び第五項	十 海上交通安全法 (昭和四十七年法律第百十五号) 第三十条第七	-^九 (略)	定を準用する。	市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規	したものにあつては当該市(第十九号にあつては、建築主事を置く	第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立	(他の法令の準用)	現行

_
$\overline{}$
傍線
の
部
分
は
改
正
部
分
· /

2・3 (略) = 5 七 (略)		- (略) - (略) - (略) - (の規定を準用する。	は、センターを地方公共団体とみな	改正案
2・3 (略) 三~七 (略)		- (略) - (略) - (いっぱ)	第九条 次の法令の規定については、センターを地方公共団体とみな(他の法令の準用)	現行

7 (略) 1 (略)	程 (輸出入等関連業務の範囲) (輸出入等関連業務の範囲) (輸出入等関連業務の範囲)	改正案
7 (略) 1 (略)	(輸出入等関連業務の範囲)   (輸出入等関連業務の範囲)	現